

熱海市基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年3月18日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市条例第6号

熱海市基金条例の一部を改正する条例

熱海市基金条例（平成29年熱海市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表熱海市環境衛生施設等整備基金の項の次に次のように加える。

熱海市ふるさと応援基金	ふるさと納税（地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項及び同法第314条の7第1項に規定する特例控除対象寄附金をいう。）として本市に寄せられた寄附金を、寄附者それぞれの思いを実現するための事業の推進に資するため
-------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。